

一 調査を行うことが困難な状況であるが、実施許諾先に対する牽制のためにも、研究者等の専門家と一緒に年間数件程度の調査を行うべきである。

また、当該契約には、実施許諾先が期間満了後更新しない場合や契約期間中に特許発明の実施の取り止める場合の県への通知に関する定めがない。従って、このような場合は、一定期間後に入手される実施状況報告に製造販売数量等がない場合や許諾期間の更新の申請が期限までにこなかった場合に、個別に確認しないと県としては実施許諾先の状況を確認できない。

県が特許権や実施料の収入に関する管理を適時に行うために、実施許諾先が期間満了後更新しない場合や実施許諾契約を解除しようとする場合の県への通知に関する規定を契約に盛り込むことを検討すべきであると考える。

7. 特許権の再実施権付き実施契約について

センターが出願し取得した特許権の再実施権付き実施契約を締結しているものが1件あり、当該契約の第4条第5項で、実施権者が再実施契約を締結した場合は、契約書写しを県に提出しなければならないことになっているが、再実施契約先の1社分の提出がなかった。

契約どおりの手続きを行うべきである。

第4. 監査意見

1. 入札について

センターが購入する備品については、仕様が極めて特殊で汎用性が少ないため、入札も少し異なるものがある。

一般競争入札について

平成16年度に実施した一般競争入札による購入物品は、センターの仕様を満たすものはそれぞれ1社のみが製造しており、その取扱店は佐賀県内にはそれぞれ1社しかない状況であった。

予定価格算定にあたっては、各々の製造業者から定価証明書及び予算要求時の見積額やセンターが過去に実施したそれぞれのメーカー製品の一般競争入札における落札率を参考にしているが、比較参考とすべきものが少なすぎることで、全ての予定価格算定の要素がメーカー若しくは佐賀県内取扱店の過去のデータに依存しすぎている。

予定価格の合理性を担保するためには、他のメーカー製品の状況、佐賀県で使用している他施設や企業の状況さらには県外の状況などをも参考にするなどの必要があると考える。

一般競争入札においては、一般に高額な備品の購入が想定される。入札資格審査、予定価格の設定、談合防止等を目的とした委員会の設置なども、合理性や透明性を高める一つの方法であろうと考える。

随意契約について

随意契約は、競争の方法によらないで、特定の相手方を任意に選択して締結する方法である。従って地方公共団体の契約方法としては、例外的な方法であり、特別な制約を設けている。指名競争入札では、指名業者が最低5社必要であるが、4社以下の場合だと随意契約が採用される。

財務規則第101条2号では、「随意契約によることができる予定価格の額は、160万円を超えてはならない」と規定している。さらに「財務規則の運用について（依命通達）第7の2（二）随意契約ができるもの・・・」にも予定価格の額が160万円を超えてはならないことを明記した上で、例外事例を上げている。

随意契約の熱画像計測装置及び電気炉の2件は「財務事務に関する取扱要領について（通知）、三十一随意契約事務の取扱（二）、見積り合わせによる随意契約」を引用して契約されている。

これらは、佐賀県内の取扱店が2店のみであるため随意契約によって

いる。基本的には入札参加資格を有する業者として登録されている取扱店から入札参加業者をリストアップすることになっている。センターが購入を予定する備品の入札参加業者をリスト記載の業者のみを対象とした見積合わせが、果たして価格やその後の保守点検等にわたっても優位か検討すべきではなかったろうか。

マイクロ波連続式化学反応装置は、特殊な仕様のため市販品がなく特別注文となり受注生産が可能と思われる業者を選定し「同、(三)単一業者との随意契約」を引用している。選定した業者だけが製作可能なものであるとの確認手続きが、どのようにしてなされたのか書類上明らかではない。

委託契約について

庁舎清掃業務委託は指名競争入札（参加業者9社）になっている。

その予定価格の算定は平成11年度に7,654,000円と積算算定し、その後契約価格等を参考に年々改定されてきたが、平成16年度は平成15年度の契約価格を予定価格としている。

前年度の契約価格を予定価格とすることが財務規則105条の2項でいう「予定価格は・・・中略・・・適正に算定しなければならない。」に準拠しているかの検討を加えた。予定価格の算定方法が土木工事などと違い明示されていないため、今回の庁舎清掃業務委託のように毎年予定価格の積算を行わず前年度の落札価格等を基準にこれに調整を加え当年度の予定価格を積算した額が、合理性を欠くものになっていないかどうかの検証は重要である。

この様な県の契約関係を掌握する県庁経営支援本部総務法制課設備営繕担当に、清掃業務委託に係る標準単価等現地機関が予定価格の積算に利用できる資料が作成されているかを尋ねたところ、清掃業務はそれぞれの施設で清掃頻度など内容が多種多様であり、標準的な単価の算定が困難なので予定価格の積算に利用できるような資料は作成していないとのことであった。

センターは、平成16年度までは予定価格の計算に当たって同様の県施設の清掃単価との比較検討は行っていない。施設によって若干の作業の難易度はあろうと考えられるが、参考にすることも必要ではないかと考える。

佐賀県立博物館・美術館、佐賀県立九州陶磁文化館が行った清掃業務委託に係る予定価格の積算方法は、窯業技術センターの予定価格の計算方法と全く異なっている。佐賀県立博物館・美術館、佐賀県立九州陶磁

文化館の積算方法が、より明快であるように思った。日常清掃においては、どちらの計算方法であっても差は、僅かであった。なお、平成17年度からは予定価格の積算方法を変更し、佐賀県立博物館・美術館、佐賀県立九州陶磁文化館と同様の方法に変更されている。

定期清掃については、佐賀県立博物館・美術館、佐賀県立九州陶磁文化館に該当するようなものがなく、比較できなかった。いずれにしても積算方法は、数年毎には視点を変えて変更することも必要である。

検証の結果、予定価格の算定方法に合理性を欠くような事項はなかった。

2. ホール・会議室の外部貸出しについて

佐賀県窯業技術センターは平成6年に総額28億円余をかけて建設された設備であるが、その中に約150席ほどのホールと20～50名収容できる中会議室があった。

	平成12年	13年	14年	15年	16年
	円	円	円	円	円
使用料	31,620	34,950	41,190	44,310	39,840
	回	回	回	回	回
使用件数	12	13	6	9	16

* 使用料＝収入計算書より

ホール使用については使用料の発生はない

* 使用件数＝業務報告書より（当センター主催を含む）

センター処務規程には、当センターの行う事業の中に「窯業の情報提供に関すること。その他窯業の向上発達を図るため必要な事項」となっている。さらに、「県の現地機関のあり方の検討状況」には「外部機関との人事交流・設備の共同運用の促進・産学官連携による共同研究の推進」をあげている。このことから、積極的な活用が求められていることがわかる。

3. 県有特許権等の実施許諾に関する取扱要領について

実施許諾申請にあたり提出すべき書類は、県有特許権等の実施許諾に関する取扱要領第2実施許諾で定められているが、このうち、ウ実施計画書（様式第2号）及び力法人の場合は財務諸表と納税証明書、個人の

場合は所得税確定申告書の写しと納税証明書については、改善が必要である。

法人の場合の財務諸表については、1期分しかないものが見受けられた。中には、設立後1期目の決算を迎えた法人の財務諸表もあったが、申請者の業績や財務内容を確認する資料としては不十分である。少なくとも2期分の財務諸表、さらに必要な場合は直近の試算表の提出を求め、業績と財務内容の検討を行うことで、審査の情報として利用すべきである。

ウの実施計画書は、生産品目や実施場所などの他に、製造及び販売計画に関して、既存設備と新設予定や今後4年間の製造販売計画を数量ベースで記載する様式になっている。しかし、財務諸表では業績も財務内容も悪いのに、設備の新設を予定していたり、現在の製造販売数量とあまりにもかけ離れた見込み数量を記載しているケースが見受けられた。

申請にあたり提出を求める書類は、申請者の能力や実績、製造販売の実現性などを具体的に判断するために必要なものでなければならぬので、徴収すべき書類の内容や生産販売の計画などについては、申請者の状況を具体的に把握できる資料となるように改善すべきである。

取扱要領第3では、県が徴収すべき実施料の算定資料である実施状況報告書(様式第4号)が定めてある。当該報告書は、一定期間の生産販売金額を記載することとなっている。これに加えて、生産品目の動向、技術的な向上の余地などに関する報告や要望などの記載欄を設けて、センターの研究テーマ選定のための情報源としてはどうか。

県有特許の実施許諾先の管理は、取扱要領第5に基づき、実施許諾台帳(様式第5号)の整備によって行われなければならないが、当該台帳の整備が不十分であった。しかし、実施許諾台帳の様式は、実施許諾する特許権の出願や登録の年月日や番号、発明等をした職員の情報など実施許諾先の管理という点では不必要な内容まで記入しなければならず、管理台帳としては適切ではない。

実施許諾先の管理に当たっては、誰に、いつ、どんな理由で、どの特許の実施許諾をしたか、生産販売品目はどのようなものであるか、実施報告や契約更新等の手続きの状況はどうか、生産販売数量と金額はどのように推移しているか、実施料の収受は契約どおりに実施されているかなどを、継続的に管理できる様式に改善すべきである。

4. 技術指導に関する取扱事務手続きについて

センターにおいて技術指導を受ける場合の取り扱いは、佐賀県経済部

試験研究機関技術指導に関する取扱要領（以下、取扱要領という。）に定められている。技術指導の申請は、取扱要領第3条により実施希望日の7日前までに技術指導申請書を提出しなければならず、技術指導期間が満了した日以降も技術指導の継続を要望するときは、要領第4条第4号により、技術指導期間の満了する10日前までに技術指導更新申請書を提出しなければならないことになっている。

技術指導申請書と技術指導更新申請書を通査したところ申請日付や技術指導承諾日の記載の無いものや7日前あるいは10日前までの申請になっていないケースが散見された。また、提出された申請書は伺い書により起案され、所長決裁により承認されることになる。少数ではあるが、技術指導開始後の日付で起案・決裁となっているケースもあった。実際は申請者が事前に研究員と申請内容の打合せをしているケースが多いため、審査なしで契約を結ぶことはないとのことであるが、技術指導は研究結果の普及活動そのものであり、取扱要領どおりに行うべきである。

5. 設備機械等の利用に関する取扱について

センターが保有する設備機械等の一般の使用については、佐賀県窯業技術センター設備機械等の使用要領（以下、使用要領という。）に定められている。設備機器等の開放は地場産業にとって有用なサービスであるが、設備機器等の使用目的は、使用要領第2条で「試験研究に限る」ものに制限されている。使用台帳を通査したところ同一企業が頻繁に同一機械を使用しているケースが見受けられたが、試験研究目的であったかどうかの確認は不十分であった。設備機械等が試験研究以外のために使用されないような現場での管理を確実に行うべきである。

使用要領第9条の④には、「設備機械等の使用に際して必要な原材料、消耗品等は使用者が持ち込み、使用後の残余は持ち帰ること。」と規定されているが、使用者の材料が置いてあるケースが見受けられた。誰のものか分からないような資材が、特に区別されずに技術センター内に置いてあるという状況は、財産管理上望ましい状況とは言えない。

使用者が持ち込んだ資材は、原則として持ち帰るように指導すべきである。

6. 設備機械等の利用に関する現場の管理について

全ての設備機械には、使用記録用のノートが当該設備機器のすぐ脇に用意してあり、使用者が日付、使用者名、使用開始時間と終了時間など

を使用者が書き込むようになっている。

一方、各設備機器担当部門の受付には機械等使用者受付簿が用意しており、日付、使用者名、使用機械、使用場所、用務内容、使用時間を書き込むようになっており、設備機器等の担当者が使用終了を確認したサインを書き込む欄もある。

しかし、この二つの資料は書き込み不足が散見された。

設備機械使用者が上記の資料を適切に作成することにより、設備機械等の使用目的や使用頻度が確認でき、今後の設備機械等の取替え更新において、使用頻度の低い種類の設備機械の購入を回避するなどの観点を検討に入れた無駄のない判断を行うための情報を入手することが出来る。

さらに設備機械等に生じた不具合の原因が、使用者にあるのか経年劣化等によるものかなどは、使用終了時の担当者の確認とこの資料への事実の記入が責任を判断する上で重要である。

これらの資料に必要な記入をすることにより財産管理をより適切に実施し、また、センターの事業運営に反映させる情報として活用すべきである。

7. 窯業大学校との人事異動について

センターの研究員は、定期的に佐賀県立有田窯業大学校（以下大学という）に教務職員として配属される。平成15年に大学に配属された研究員は、当時特許を出願し、これから普及に取り組む段階にあったが、大学への配属後次のステップの研究を行えなくなった。この結果、センターに戻るまでの数年間研究は中断してしまった。

大学側でも支出削減のため外部講師への依頼を控えなければならない事情があるが、大学での業務量を削減して教務と研究活動を両立できるような方法を検討してもいいのではないか。両立が困難であれば、異動に際してはそれぞれの研究員の研究状況を十分に把握して、異動を行う必要がある。

8. センターの建物について

センターは、工場棟、陶磁器棟、ファインセラミックス棟と管理棟が中庭を囲むように設計されており、設備機械等の使用状況や入館者の状況などが把握しにくい間取りになっている。特許出願に向けた研究を行っていたり、高額な備品や危険な備品もある。

今後必要な建物の建設を行う場合は、外観への配慮と同時にその建物がどのように使用されるのかを事前によく検討し、効率的に管理するた

めにはどのような設計・間取りが望ましいかについても、十分に検討しておくべきである。

9. 試験研究の評価等について

センターの重要な使命の一つは、佐賀県産ブランドである「有田焼」を含む佐賀県窯業界の商品競争力を継続的に維持・向上するための、具体的で実用的な技術やノウハウの試験研究を行い、その研究成果を普及させることで地場産業の振興を技術の側面からサポートしていくことである。

センターが人的予算的な制約の中でこの使命を果たすためには、試験研究の各時点での当該試験研究に対する評価を組織的、制度的に実施する必要があるが、このような評価はセンター運営会議等の中で議論されているものの、外部評価の体制作りは現時点では実施されていない。

試験研究に関する事前評価は、試験研究がどのようなニーズや期待に応えるものであるか、研究成果の普及見込みはどの程度か、どの程度の予算と期間が必要か、他の研究テーマと比べて優位性や緊急性はあるか、政策目的と整合しているかなどの観点から行われなければならない。

県内窯業の振興のためにすぐにでも必要な試験研究、県内窯業製品の付加価値を維持するための中長期的な試験研究、今後窯業以外の広い分野への普及を見込むことができる可能性のある試験研究などの戦略的な観点も必要である。

実際の研究テーマの原案づくりは、研究員間での必要な検討によって行われているとのことであるが、研究テーマの選定に関する組織としての資料はセンター運営会議や事前打合せ会議（窯業関係団体との打合せ会議）の討議資料のみであった。センターは、佐賀県の産業振興に寄与するために試験研究を行うが、どんな成果をもたらすかはどんな試験研究を行うかという判断によって決まるので、試験研究テーマに関する適切な事前評価とこの評価に基づくテーマの選定が極めて重要である。

なお、センターには従来はテーマ選定協議会が設置されていたが、平成14年7月に運営会議が設置された。この運営会議は、基本方針、中期の技術課題、研究テーマや技術相談などのセンターの運営その他必要に事項を協議することとなっている。研究テーマについては、運営会議の実務者段階での協議で選定の可否を検討しているとのことであるが、運営会議の開催は原則として年1回となっており、今まで却下されたテーマも無く、研究テーマの事前評価や中間、事後評価を行う体制にはなっていない。